

高知県障害児・者施設整備事業費補助金

(補助対象事業種別及び整備区分)

R5.8現在(県要綱改正案)

補助対象となる事業種別			整備区分		社会福祉施設等施設整備費国庫補助金					
			創設	増築 (※1)	改築 (耐震化等 整備(※2) を含む)	大規模修 繕等(防犯 対策等整 備(※3)を 含む)	スプリン クラー設 備等整 備(※4)	老朽民間 社会福祉 施設整備	避難 スペース 整備	
要綱第3条(1) に掲げる施設	障害福祉 サービス 事業所	療養介護	○	○	○	○	○	○	○	○
		生活介護	○	○	○	○	○	○	○	○
		自立訓練	○	○	○	○	○	○	○	○
		就労移行支援	○	○	○	○	○	○	○	○
		就労継続支援	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害者支援施設	○	○	○	○	○	○	○	○	
要綱第3条(2) に掲げる施設	居宅介護事 業所等	居宅介護事業所	○	○	○	○				
		重度訪問介護事業所	○	○	○	○				
		同行援護事業所	○	○	○	○				
		行動援護事業所	○	○	○	○				
	短期入所事業所	○	○	○	○				○	
	就労定着支援事業所	○	○	○	○				○	
	自立生活援助事業所	○	○	○	○				○	
	共同生活援助事業所	○	○	○	○				○	
相談支援事業所	○	○	○	○						
要綱第3条(3) に掲げる施設	身体障害者 社会参加支 援施設	補装具製作施設	○	○	○	○	○	○	○	
		盲導犬訓練施設	○	○	○	○	○	○	○	
		点字図書館	○	○	○	○	○	○	○	
		聴覚障害者情報提供施設	○	○	○	○	○	○	○	
要綱第3条(5) に掲げる施設	福祉ホーム				○	○				

※1 増築・・・既存施設の現在定員の増員を図るための整備

※2 耐震化等整備・・・倒壊等の危険性のある施設等の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築

※3 福祉ホームについては、防犯対策等整備のみ補助対象

※4 共同生活援助事業所、短期入所事業所については「大規模修繕等」で対応

補助対象となる事業種別			整備区分		次世代育成支援対策施設整備交付金							
			創設	増築	増改築 (※1)	改築 (耐震化等 整備のうち 改築整備)	拡張 (※2)	大規模 修繕等 (※3)	スプリ ンク ラー設 備等整 備	老朽民 間児童 福祉施 設整備	防犯対 策強化 に係る 整備	避難 スペース 整備
要綱第3条(4) に掲げる施設	児童発達支援事業所	児童発達支援事業所	○	○	○	○	○	○			○	○
		放課後等デイサービス事業所	○	○	○	○	○	○			○	○
		居宅訪問型児童発達支援事業所	○	○	○	○	○	○			○	○
		保育所等訪問支援事業所	○	○	○	○	○	○			○	○
		障害児相談支援事業所	○	○	○	○	○	○			○	○
	児童福祉施 設	福祉型児童発達支援センター	○	○	○	○	○	○			○	○
		医療型児童発達支援センター	○	○	○	○	○	○			○	○
		福祉型障害児入所施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		医療型障害児入所施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 増改築・・・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築を含む)をすること

※2 拡張・・・既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備

※3 大規模修繕等・・・耐震化等整備事業のうち、改築を除く事業においては、既存施設の耐震補強のための補強改修工事、併せて付帯設備の改造等を行う次の整備

・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯施設の改造工事

・その他必要と認められる上記に準ずる工事